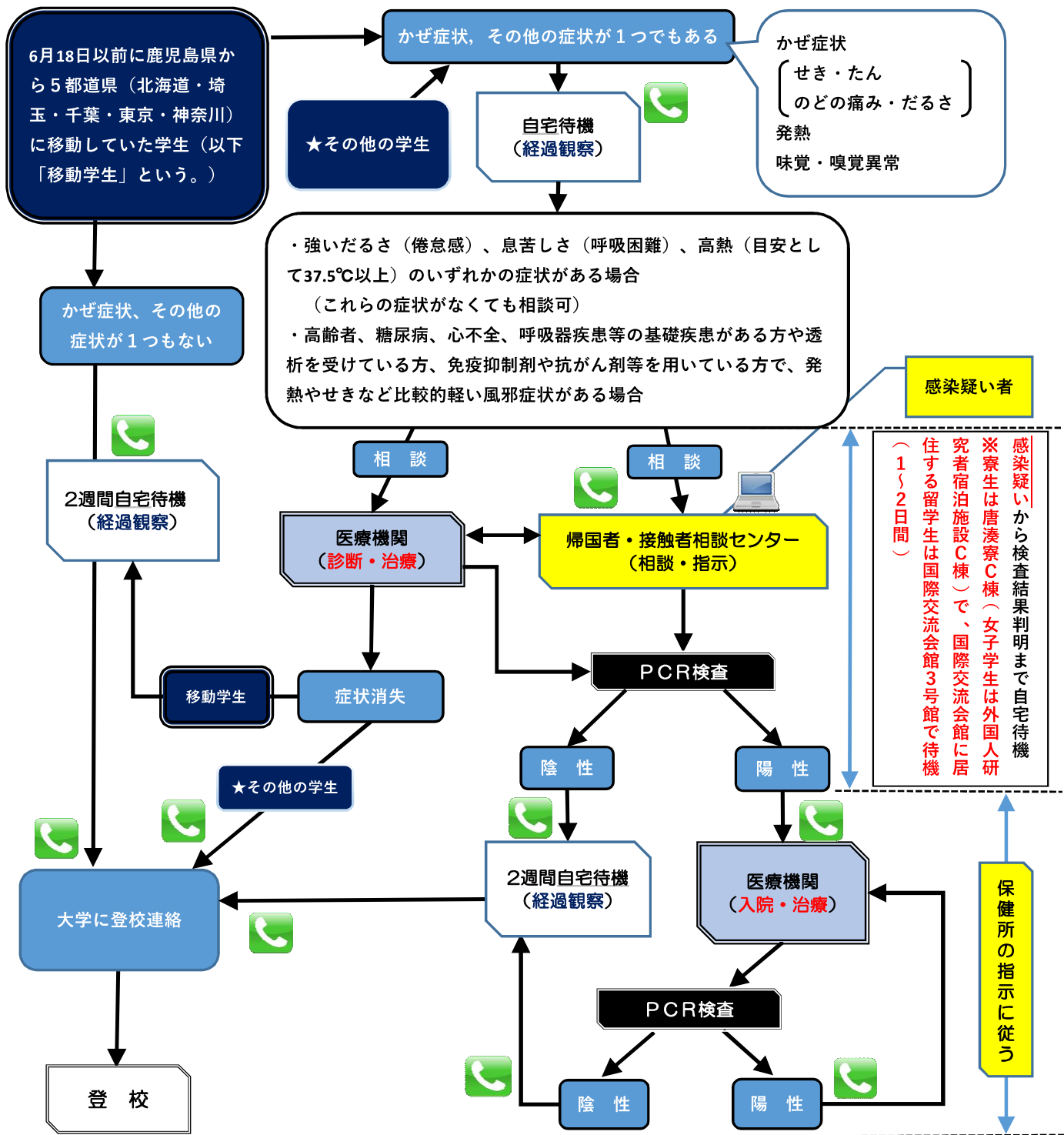


鹿児島大学生に係る新型コロナウイルス感染症「感染疑い者」対応



★6月18日以前に鹿児島県から5都道県に移動歴のない「その他の学生」において、かぜ症状があるが医療機関を受診する必要がない場合は、このフローチャートにかかわらず症状の消失をもって登校可とする。

○感染の疑いがある学生で、風邪症状（咳・痰・咽頭痛・倦怠感等）、発熱（目安として37.5℃以上）、味覚異常、嗅覚異常がある場合は登校せず自宅待機し、大学に電話連絡すること。

○上記自宅待機の場合の「自宅」は、寮生は「学生寮の自室」と、国際交流会館に居住する留学生は「国際交流会館の自室」と読み替える。学生寮において自宅待機する場合は、可能であれば保護者に引き渡し、実家で経過観察することが望ましい。

○**感染疑い者**となりPCR検査を受検し、結果が判明するまで自宅待機する場合の「自宅」は、寮生は「唐湊寮C棟」（女子学生は「外国人研究者宿泊施設C棟」）と、国際交流会館に居住する留学生は「国際交流会館3号館」と読み替える。

☎大学の連絡先は、所属学部・研究科の教務（学生）係又は大学院係若しくは学生生活課（留学生の場合は国際事業課）とする。

💻発症者、濃厚接触者、疑い者となった場合は、『鹿児島大学保健管理センター』の感染症申請webシステムから申請すること。

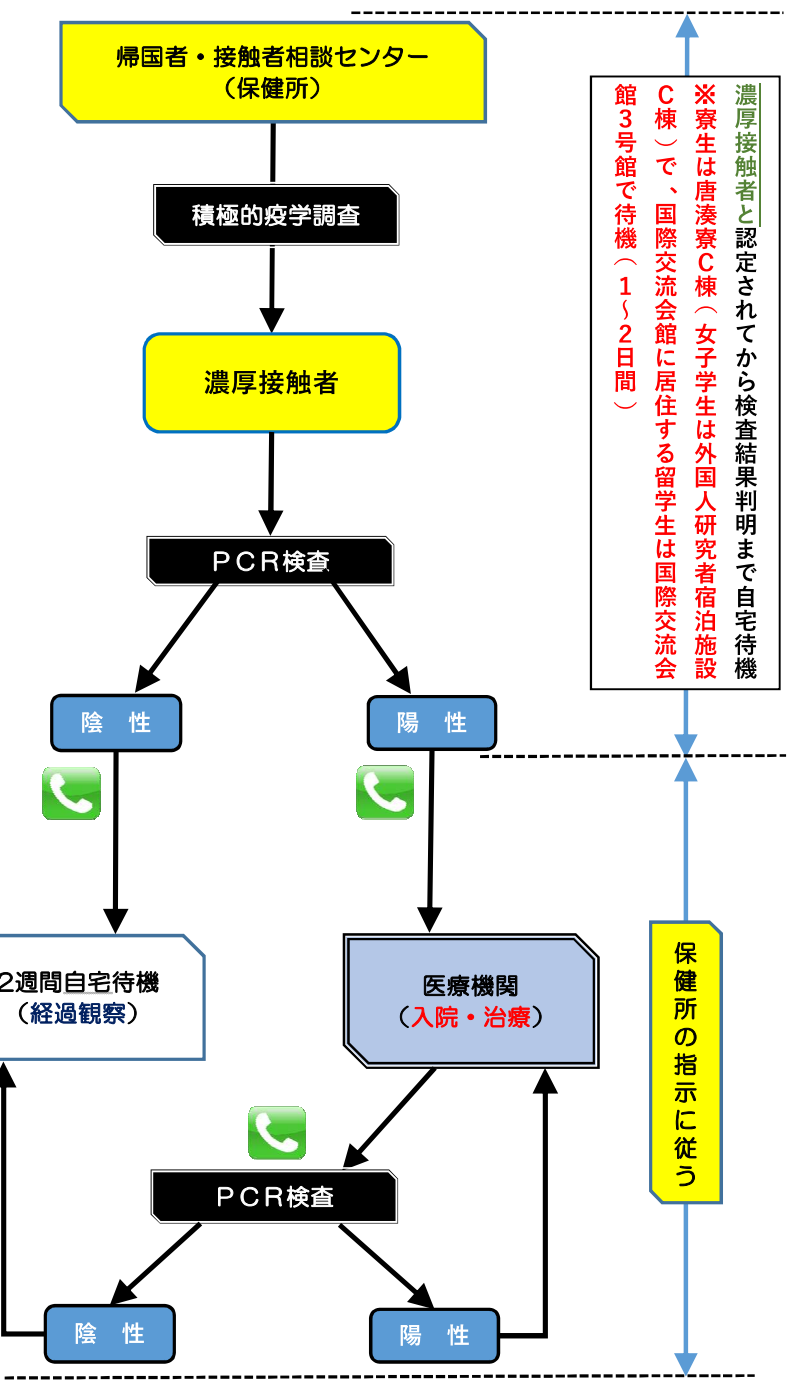
鹿児島大学生に係る新型コロナウイルス感染症「濃厚接触者」対応

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下*参照）を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

（抜粋）
 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所 令和2年4月20日版）



- 保健所から濃厚感染者と認知された学生は、所属学部又は学生生活課に電話連絡すること。
- 濃厚接触者と認定されPCR検査を受検し、結果が判明するまで自宅待機する場合の「自宅」は、寮生は「唐湊寮C棟」（女子学生は「外国人研究者宿泊施設C棟」）と、国際交流会館に居住する留学生は「国際交流会館3号館」と読み替える。
- PCR検査を受検し、陰性と判定された後に自宅待機する場合の「自宅」は、寮生は「学生寮の自室」と、国際交流会館に居住する留学生は「国際交流会館の自室」と読み替える。
- ☎大学への連絡は、所属学部・研究科の教務（学生）係又は大学院係、若しくは学生生活課（留学生の場合は国際事業課）とする。
- 💻発症者、濃厚接触者、疑い者となった場合は、『鹿児島大学保健管理センター』の感染症申請webシステムから申請すること。